

① 児童手当制度が変わります

令和 6 年 12 月支給分から、児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われます。

1. 児童手当の支給対象年齢が、18 歳年度末までに拡充します
2. 所得制限が撤廃され、所得に関わらず手当が支給できます
3. 第 3 子以降の手当額が 30,000 円に増額されます
4. 多子加算のカウント対象が 22 歳年度末までに拡充します
5. 支払回数が年 3 回から年 6 回になります

◆制度改正（拡充）の内容

	改正前（令和 6 年 10 月支給分まで）	改正後（令和 6 年 12 月支給分から）
支給対象	中学生 （15 歳の年度末）までの児童	高校生年代 （18 歳の年度末）までの児童
所得制限	あり	なし ※所得制限は廃止されます
手当月額	・ 3 歳未満 : 15,000 円 ・ 3 歳～小学校修了まで 第 1,2 子 : 10,000 円 第 3 子以降 : 15,000 円 ・ 中学生 : 10,000 円 ・ 所得制限以上（特例給付） : 一律 5,000 円	・ 3 歳未満 第 1,2 子 : 15,000 円 第 3 子以降 : 30,000 円 ・ 3 歳～18 歳の年度末まで 第 1,2 子 : 10,000 円 第 3 子以降 : 30,000 円
第 3 子の算定	18 歳の年度末までの児童	22 歳の年度末までのお子さま
支給月	年 3 回（2,6,10 月）	年 6 回（偶数月）

◆支給スケジュール

支給月	R6.10 月	R6.12 月	R7.2 月	R7.4 月	R7.6 月	R7.8 月
支給対象の手当	6～9 月分	10・11 月分	12・1 月分	2・3 月分	4・5 月分	6・7 月分

- ・ 瑞浪市では、原則偶数月の 15 日に支給します。
15 日が金融機関休業日の場合は、その前営業日になります。
- ・ 制度改正に伴い、年 3 回の定期支払時に送付しておりました支払通知ハガキを廃止いたします。
通帳の記帳などにより振入をご確認ください。